

「大阪・関西万博」とくしま拳県一致協議会設置要綱

（設置）

第1条 徳島県における「大阪・関西万博」に向けた取組みを県を挙げて強力に推進するため、各界各層の代表者や、有識者からなる「『大阪・関西万博』とくしま拳県一致協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）「大阪・関西万博」に向けた徳島県の取組方針や基本計画等の検討

（2）「大阪・関西万博」に向けた徳島県の機運醸成

（3）その他、「大阪・関西万博」に向けた徳島県の取組みの推進に必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会には、会長及び副会長を置く。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了となったとき、委員から特別の申し出がない限り自動的に再任されるものとする。

（検討部会）

第4条 第2条の事項を検討するために必要な事項について検討を行うため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、次項に規定する部会員で構成する。

3 部会員は、委員たる団体・法人の職員等又は専門的知識を有する者から次項に規定する部会長が、事務局との調整の上、指名する者をもって充てる。

4 部会に部会長及び副部会長を置く。

5 部会長は、会長の指名により選任する。

6 副部会長は、部会員の中から部会長の指名により選任する。

7 部会は、会長の命を受け、必要な事項を調査検討し、会長に報告する。

（会長及び副会長）

第5条 会長は、知事が務める。

2 副会長は、会長の指名により選任する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務を処理させるため、徳島県政策創造部万博推進課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月24日から施行する。
- 2 この要綱による協議会の最初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。